

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	—
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>■コピー規制にも反対を申し上げる。 アナログ放送時代にはなかったテレビの録画規制だが、無料で放送されているデジタル地上放送にコピー回数に制限をかけるのはおかしい。</p> <p>以前は総務省令によって、無料の地上放送へのこのようなスクランブル・暗号化の導入は禁止されていたが、総務省は、平成14年6月にこの省令の改正を行い、本来あまねく見られることを目的とする無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能として、無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸すと見下げ果てた行為を行っている。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであり、この省令改正を失策と総務省に明確に認めさせるべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>全てのインターネット規制拡大に反対申し上げる。</p> <p>現在の著作権に問題がある。 直接音楽をつくったり演奏する人の為というよりも JASRACや音楽出版社などの中間搾取団体の為の著作権になっている</p> <p>自分のつくった音楽が出版会社に権利が永久譲渡されて音楽をつくった人の為と言うよりも 中間搾取の組織の利益の方が優先されている。</p> <p>今の著作権法でも問題ありなのに 著作権期間を延長したり ダウンロードを違法化したり 更には 著作権を非親告化するというのは 作品「絵、写真、映画、漫画、音楽」を作る人の為の著作権ではなく 天下り組織の為でしかない</p> <p>著作権非親告化は最も最悪であり、完全に創作者の意思が尊重されないようになる。</p> <p>これ以上の著作権強化などは一切認めることは出来ず まずはデジタル著作権管理や保証金の廃止など 著作権を緩和していくべきである。</p> <p>■ブロッキングは、海外の事例を見ても分かる通り児童ポルノとは関係ないサイトが遮断される弊害が出ており 現状の日本の テレビや新聞などは政府に都合の悪い情報を報道しない 偏向報道をする現実を見る限り間違いなく 政府批判のサイトなどが 遮断される可能性が高い。 ブロッキングは絶対に反対である。 ブロッキングが国際社会の常識というのも誤りであり、 ドイツも約13万の署名でブロッキングが廃止された。</p> <p>■児童ポルノ禁止法も前提が間違っている。 大半の人が当たり前のように「児童保護」を大合唱しているが、本当に児童保護を考えるのであれば児童の幸せを考えるべきである。 単純所持規制で 子供が笑顔に満ちて楽しく暮らせるようになるはずがない。 規制する必要のない昔は、</p>

合法だった少女ヌード写真集を所持しているだけで逮捕されるようになるのである。単純所持規制により逮捕された会社員の子供が学校で「おまえのおとうさん性犯罪者」というような虐めの素になる規制をつくるのが子供が笑顔で楽しく暮らす人生を守ることになるわけがない。

また現行の児童ポルノ禁止法により自分のヌードを撮影してインターネットに投稿した少女が「児童を守る」と称した法律で書類送検されたり規制対象でないはずの18歳の少女が自分のヌードを撮影して逮捕されている。これでは児童を守るためではなく社会風紀を守る規制になっている。児童保護というのであれば児童の立場に立って物事を考え児童を政治の道具利益の客体にしてはならない。

本当に児童のことを想うのであれば総務省が「自分のヌードを見せたい少女の権利」を尊重することを公言し、自分のヌードを撮影した少女が裁かれないように児童ポルノ禁止法の問題点の改善を公言していただくことを求める。

刑罰の適用は最小限に留め強姦などの性暴力はもちろん強制や脅しによるヌード撮影だけを障害、暴行、脅迫罪など従来からある法律で取り締まれば十分である。

■ウイルス作成罪にも反対を申し上げる。

ウイルスの定義もないままウイルス作成罪をつくるのはもちろん、ウイルス感染者が犯罪になるような罰則はつくるべきではない。

■公選挙法も緩和すべきである。選挙期間こそ選挙について討論すべきなのにそれを「誰誰に投票して欲しい」ということを、ブログやツイッターでつぶやくのですら許さないというのは明らかに異常である。ネット選挙運動を解禁して国民にもっと政治について話し合ったり考える機会を増やすべきである。

全ての法改正に共通して言えることだが、法改正の議論をするのであれば事前にテレビ、新聞で国民に周知して最低でも30日以上募集期間を設けることが重要である。今回のパブコメ募集は期間については評価が出来るが、6月に行われたブロッキングのパブコメ募集期間は10日程度とあまりにも少なすぎた。それで国民に周知せずに民意を聞いたと言うのはおかしいのである。